

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設・設備の概要

事業所の名称	グループホームゆうゆう		
所在地及び連絡先	〒867-0067 水俣市塩浜町2番19号 Tel0966-63-7120 fax0966-63-5471		
指定番号	開設年月日	4370500565	平成15年6月10日
事業主体名	医療法人すえひろ会		
ユニット数	利用定員	2ユニット	利用定員18名
サテライト事業所	グループホームこうらく (令和6年4月1日より)		
協力医療機関	湧上クリニック ・ 深水歯科医院		

2. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

医療法人すえひろ会が開設するグループホームゆうゆうが行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に事業は要介護者または要支援者であって認知症の状態にある者について共同生活居住において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにする事を目的とする。

(運営の目的)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送る事が出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行う。また、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活が送れるように配慮し、地域住民等との自発的な活動、連携、交流に努めるものとする。

3. 職員の職種・職務内容

管理者	古川 美幸 (サテライト事業所GHこうらく兼務) 職務内容：従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
計画作成担当者	2名 (常勤・介護職員と兼務 各ユニット1名) 職務内容：介護計画の作成及びサービス実施状況の把握、介護計画の変更
介護従事者	14名 (常勤・各ユニット7名・総数のうち1名は計画作成担当者と兼務) 職務内容：利用者の心身の状況を把握し、介護の提供にあたる。

4. 利用料金

法定代理受領分	介護報酬告示上の額の1割(下記参照)					
介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日につき	749	753	788	812	828	845
1ヶ月(30日)	22,470	22,590	23,640	24,360	24,840	25,350
初期加算	入所した日から30日以内に限り、1日につき30円を加算					
認知症対応型サービス提供加算 I	1日あたり22単位					
医療連携体制加算 I イ	57単位/日					
科学的介護推進体制加算	40単位/月					
生活機能向上連携加算	200単位/月					
高齢者施設感染対策向上加算 (I)	10単位/月					
生産性向上推進体制加算 (II)	10単位/月					
退所時情報提供加算	250単位/回					
協力医療機関連携加算	100単位/月					
看取り介護加算	死亡日45日前～31日前の対応 72単位/日 死亡日30日前～4日前 144単位/日 死亡日前々日、前日 680単位/日 死亡日 1280単位/日					

新加算 I (介護職員等処遇改善加算)	所定の単位数に各種加算減算を加えて算定した単位数に18.6%を乗じた数
------------------------	-------------------------------------

名目	徴収方法	金額
家賃	利用料金と一緒に徴収	1,000円(1日につき)
食費	利用料金と一緒に徴収	1,800円(1日につき)
水道光熱費	利用料金と一緒に徴収	500円(1日につき)
理容代	その都度、本人若しくは家族が支払い	実費
おむつ代	その都度、本人若しくは家族が支払い	実費
医療費	その都度、本人若しくは家族が支払い	実費

5. 入居にあたっての留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ① 喫煙は決められた場所で行う。 ② 飲酒については、健康上、適度な量とし、食堂で行う事。 ③ 外出・外泊の際は必ず事前に申し出る事。 ④ 面会時間は午前8時～午後9時とすること。(面会時間以外の面会は事前に電話連絡等を行う事。) ⑤ ペットを持ち込んでの入所は原則として禁止する。 ⑥ 体調に異常や異変がある場合は申し出る事。 ⑦ 他の利用者の迷惑にならないように従業員の指示に従う事。
--

6. 緊急時に於ける対応

サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医 或いは協力医療機関・協力歯科医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。
--

7. 事故発生時の対応

<p>当該事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。</p> <p>当該事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p>

8. 退居となる場合

<p>利用者が自立の認定を受けたとき。</p> <p>利用者が死亡したとき</p> <p>利用者が医療機関での30日以上入院が必要と診断されたとき</p> <p>利用者が他の介護保険施設への入所が決定したとき</p> <p>利用者、事業所の一方または双方が本運営規程に定める契約内容を履行できなくなったとき</p>

9. 苦情処理

<p>利用者からの相談または苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置、利用者及び家族からの相談・苦情などについて下記の通り相談窓口を設置し、担当者を置く。</p> <p>担当者が不在の場合でも基本的な事項については誰でも対応できるようにしており、相談内容等については相談担当者に必ず引き継ぐ体制をとる。</p>

【相談窓口】

【事業所名】 グループホームゆうゆう
所在地 水俣市塩浜町2番19号
電話番号 0966-63-7120 F a x 0966-63-5471
担当者 古川 美幸

【事業所以外の苦情相談窓口】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①水俣市いきいき健康課 高齢介護支援室 | TEL : 0966-63-3051 |
| ②熊本県 福祉サービス運営適正化委員会 | TEL : 096-324-5471 |
| ③熊本県国保連合会介護サービス苦情相談窓口 | TEL : 096-214-1101 |

【提供するサービスの第三者評価の実施状況】

特定非営利活動法人 あすなる福祉サービス評価機構 令和6年2月21日評価結果開示